

第7回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年1月30日(火) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

5番 小椋学

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 村田直樹

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 令和 5 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 令和 5 年度浜中町農業委員会予算の提出について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第7回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。本年もよろしくお願いいたします。

新年早々大変な災害が起き、災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。

また、災害で今も避難を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げたいと思います。さて、今年は例年より寒さが弱く、割と楽な1月が終わろうとしております。昨年末より、皆様をお願いをしておりました、目標地図作成に向けたアンケートの回収の期限が来ました。まだ回収が終わっていない方については、最後のお声かけをお願いしたいと思います。

本日は、令和6年度事業計画並びに予算の審議を提出させていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番工藤委員、12番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

1月16日「人事評価研修会」が役場本庁で開催され、村田係長と前田主事が出席しております。

1月17日「令和5年度第1回農政部会全体会議」が札幌市で開催され、私が出席しております。この会議は、自治体情報システム協議会に加盟している全道29の市町村により組織されておりますが、時節柄大雪と体調不良による欠席者が相次ぎ、協議会事務局を含めた12人での会議となりました。

会議の内容としては、農業委員会が導入している農地台帳システム「AgencyMAX」のバージョンアップに伴う説明及び目標地図の概要と各町村の進捗状況について情報交換を行ったところでございます。

1月22日～23日「令和5年度全道農業者年金研究会」及び「令和5年度農業委員会活動強化研修会」が札幌市で開催され、白川会長、嵯峨職務代理、村田係長が出席しております。今年度4月より段階的に行われている所有者不明土地の解消に向けた様々な制度について、札幌法務局の方より説明があり、道内活動報告では深川市農業委員会より所有者不明農地の活用事例について報告があったところでございます。

1月24日「令和5年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会」が札幌市で開催され、新井委員、阿部委員と私が出席しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により4年ぶりの開催となったこの研修会でしたが、日本海側の低気圧による大雪の影響で20名ほどの欠席があり、全部で80名ほどの参加でございました。

研修会では、女性の社会参画をテーマとした基調講演や事例報告のあと、12の班に分かれグループ討議が行われました。最後に札幌学院大学の小内教授より総括が行われましたが、研究会メンバーによるアンケートの結果、農業委員として必要な能力は、農地に関する知識とコミュニケーション能力、情報収集能力であること。さらには、農業委員には他に引き受け手がなく周囲から推されて就任した人が多いが、地域農業への関心が高まるなど、農業委員としてやりがいを感じている人が8割を超えているなどのお話が印象に残りました。

1月29日「第3回農政部会」を開催し、農政部会委員6名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局2名が出席しております。広報はまなか3月号への農業委員会情報掲載内容についての協議にあわせ、本総会で提案させていただいております。令和6年度の事業計画と補正予算並びに農地等の利用の最適化の推進に関する指針について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員

(なしの声)

議長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号において

は、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、3件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別北〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は仙鳳趾〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇日から令和〇年〇〇月〇日までとなっており、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、の許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇番〇、〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の

移転、

整理番号2は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は円朱別西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇番〇、〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号3は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と2について、7番篠原委員、お願いします。

篠原委員 今まで〇〇氏と〇〇〇〇〇〇〇〇との間で賃貸借しておりましたが、5筆の内の1筆を〇〇〇〇〇〇へ売買することになりました。その他の土地についても、今まで通り〇〇〇〇〇〇〇が使用するため問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号3について、9番谷口委員、お願いします。

谷口委員 〇〇氏が、〇〇に後継者として使用貸借するため許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 航空写真を見ると農地の上に建物が建っている場所が何か所があるが、使用貸借をする前に現況証明の手続きをすることになるのでしょうか。

議長 過去に、道営整備事業で農業委員会への届け出を行わずに立てているものが沢山ある。

委員の中にも、畑に堆肥舎を気づかないうちに作られた方もいます。このような例は他にもあります。過去に、知らないうちに立てられたような航空写真で見た際にしか判別できない建物については、気づいた時に、現況証明手続を行うしかないと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 令和5年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 令和6年度浜中町農業委員会事業計画の策定について、提案の理由

をご説明申し上げます。

まず、今年度の事業計画の策定にあたっては、令和5年4月より施行された「農業経営基盤強化は促進法等の一部を改正する法律」に基づき、現在市町村で策定されている「人・農地プラン」を見直し、新たに「地域計画」の策定が義務づけられたことに伴い、農業委員会が作成を義務づけられている「目標地図」の作成を重点にしておりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは事業計画の概要について、順にご説明申し上げます。

1ページ目「はじめに」でございますが、現在の世界情勢により直面している今後の農業の動き、全国農業委員会組織の取り組み方等について記載しております。

次に、2ページは、「Ⅰ 地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動の推進」として、地域計画の策定に向けた内容を記載しております。

次に、2ページ下段は、「Ⅱ 情報提供活動の一層の強化」ですが、農業委員会の情報提供活動は、農業委員会法第6条第3項第2号に明記されており、この情報提供活動によって、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度等の積極的な発信をしていく必要があることから、農業委員会活動の見える化の徹底について記載しております。

次に、3ページは、「Ⅲ 法令に基づく業務」ですが、農業委員が法令に基づき行わなければならない必須業務を記載しております。農業委員は、このことを十分認識し、日頃の活動に当たらなければなりません。

次に、4ページ中段から5ページ下段にかけては、「Ⅳ 令和6年度年間活動スケジュール」ということで、浜中町農業委員会が行う令和6年度の活動を具体的に記載しております。このあとの議案で提案する令和6年度農業委員会予算に適合した事業内容となっております。

以上、令和6年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきましたが、本提案は、1月29日開催の第3回農政部会において審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
議案第3号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 令和5年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 令和6年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和6年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇万円増の〇〇〇万円、歳出で前年度対比〇〇万〇千円増の〇,〇〇〇万〇千円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入〇〇款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の〇万〇千円、〇〇款 道支出金の農業委員会交付金は〇〇万〇千円増の〇〇〇万〇千円、機構集積支援事業補助は〇万〇千円増の〇〇万〇千円、農地利用最適化交付金は〇〇万〇千円減の〇〇〇万〇千円、〇〇款 諸収入の雑入は〇〇万〇千円減の〇〇万〇千円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

〇款〇項〇目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、農業委員改選に係る経費の削減、委員数変更による報酬の増額、タブレット端末購入に係る経費の削減等により、前年度対比〇千円減の〇〇〇万〇千円、

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、会計年度任用職員に係る報酬等の増額、公用車の購入に係る経費の増額により、前年度対比〇〇〇万〇千円増の〇〇〇万〇千円、

次に、「農業者年金事務に要する経費」の総額は、農業者年金新任職員研修会の単独開催による旅費の増額、コピー用紙の金額変更に係る増額により前年度対比〇万〇千円増の〇〇万〇千円となっております。

以上、令和6年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、1月29日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
議案第4号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法第6条第2項において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るべく「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。

また、同法第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農業委員の改選に併せて定期的に見直しを行うことが望ましいとされております。

この指針は、遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積面積・新規参入者の確保数の数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。また、策定後は同法第7条第3項の規定により、公表が義務付けされており、ホームページに掲載を予定しています。

なお、この指針は、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法を踏まえ、全国農業会議所が内容を修正した指針案を参考として作成していることを申し添えます。

2ページから4ページにかけては、第2「具体的な目標、推進方法及び評価方法」ですが、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について策定しており、具体的な目標については、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとしております。

5ページ目、第3「地域計画」の目標を達成するための役割については、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会としての役割を設定しております。

以上、浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内容について、概略を説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
議案第5号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会について、2月22日、木曜日、午前10時からを提案します。

議 長

事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、2月22日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、2月22日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第7回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 11番 工藤均

浜中町農業委員会 12番 百々栄二